

徳島赤十字病院地域連携ネットワーク運用規程

(目的)

第1条 この規程は、「徳島赤十字病院地域連携ネットワーク」の安全かつ合理的な運用を確保し、医療情報の適正な管理を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(管理者)

第2条 徳島赤十字病院地域連携ネットワーク運用管理者（以下「管理者」という。）を置き、徳島赤十字病院院長が指名したものを充てる。

(管理者の責務)

第3条 管理者は、徳島赤十字病院地域連携ネットワークの運用、機密保持および情報保管について責任を持つものとする。

2 管理者は、徳島赤十字病院地域連携ネットワークの利用者を制限または禁止することができる。

3 管理者は、前項の措置を行うに当たっては、情報システム委員会に諮るものとする。ただし、緊急を要する場合等、委員会に諮ることができない場合は、事後において委員会に報告するものとする。

(診療情報の利用)

第4条 管理者の管理対象となる医療に関する情報（以下「医療情報」という。）は、徳島赤十字病院地域連携ネットワークを介して送受信される全ての個人情報とする。

2 医療情報を利用できる者は、当該医療情報の利用に関し、患者から届出のあった特定の者に限るものとする。

(利用施設)

第5条 徳島赤十字病院地域連携ネットワークを利用できる施設は、管理者が利用を認めた施設に限る。

(利用者)

第6条 利用者とは、本規程に定めるID及びパスワード等（以下「ID等」という。）を取得した者をいう。

(利用者の責務)

第7条 利用者は、本規程のほか、著作権法（昭和45年法律第48号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、及びその他法令等を遵守しなければならない。

2 利用者は、徳島赤十字病院地域連携ネットワークを適正に利用しなければならない。

3 利用者は、徳島赤十字病院地域連携ネットワークを通じて入手した医療情報については、診療および患者への説明目的での閲覧に限るものとし、その情報を複製・公開・提供してはならない。

4 利用者は、情報セキュリティに十分注意するとともにID等を他の者に利用させてはならない。

5 利用者は、セキュリティを維持するため、徳島赤十字病院地域連携ネットワークに接続する端末にウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義に更新しなければならない。

(患者の同意)

第8条 徳島赤十字病院地域連携ネットワークにおいて患者のデータを閲覧可能とする場合には、施設ごとにその内容を患者に説明した上で文書により同意を得なければならない。

(運用時間)

第9条 徳島赤十字病院地域連携ネットワークの運用は、常時可能とする。ただし、定期的な保守・点検の場合は、利用者に対し事前に通知をした上で運用を停止するものとし、不定期に必要となった保守点検・修理の際は予告なく運用を停止するものとする。

(機能変更等)

第10条 徳島赤十字病院地域連携ネットワークの良好な運用を維持するため、必要な場合は、徳島赤十字病院地域連携ネットワークに関する機能の変更または停止を行う。

2 前項の規程により機能を変更または停止する場合は、利用者に対し事前にその旨を連絡するものと

する。ただし、緊急その他管理者が特に必要があると認める場合は、この限りではない。

(ID等の管理)

第11条 利用者は、ID等を適切に管理するとともに、パスワードをあらかじめ定めた一定期間で更新するものとする。

2 利用者は、次のいずれかに該当する場合は、すみやかに利用中止届またはID抹消届を提出しなければならない。

- (1) 徳島赤十字病院地域連携ネットワークの利用を取りやめるとき。
- (2) 所属施設を異動したとき。
- (3) 医師等の資格を喪失したとき。

3 医療情報閲覧施設の代表者が前項第1号に該当する場合は、当該施設の他の利用者は、ID抹消届が提出されたものとみなす。

(通信内容の削除)

第12条 管理者は、通信内容が次のいずれかに該当する場合は、その全部または一部内容を削除することができる。

- (1) 通信内容に利用者相互の信頼関係を失墜させるおそれがあるとき。
- (2) 法令等に違反したとき。

(ID等の取り消し)

第13条 管理者は、利用者が次の事項のいずれかに該当した場合は、ID等の取り消しをすることができる。

- (1) 本規程の利用者に該当しなくなったとき。
- (2) 法令等に違反したとき。
- (3) 徳島赤十字病院地域連携ネットワーク上の情報の取り扱いが不適切であり、指導または警告にもかかわらず改善が認められないとき。

(提供情報の取り扱い)

第14条 管理者は、必要と認めた場合、徳島赤十字病院地域連携ネットワーク上に掲載された情報等を利用できるものとする。ただし、この場合、掲載者および関係者の承諾を得るものとする。

(その他必要事項)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、情報システム委員会に諮り、決定するものとする。ただし、緊急性その他必要があると認める場合は、この限りでない。

附則

(施行期日)

1. この規程は、2014年3月1日から施行する。